

# 調査研究

## 農耕者の出産力に関する統計的観察

岡崎文規

### 一、わが国における家族調査の沿革

わが国では、一九二〇年以來、五年毎に、国勢調査が行われているが、Family Size & Fertility を明らかにしようとする Family Census は一度も行われていない。(一九五〇年の国勢調査では、出生児数を調査したが、簡単な調査で、Family Census と名付けるほどのものでないし、その調査結果も公表されていない)しかし、これまでに、公共団体や研究者の個人的調査として、Family Survey がなされたことがある。たとえば東京市では、一九三五年に、Family Survey を行つて、「家族統計」と題する統計資料を公刊した。しかし、この統計調査は、小学校児童の世帯についてなされた関係上、無子夫婦については、何らの事実も明らかにしえないところに、最も大きな欠陥があるといわなければならぬ。

また矢ヶ崎徳蔵氏は、一九三〇年に、「北陸農村住民の出生力」(民族生物学研究第一輯)という論稿を発表している。この研究は、富山県下の六カ村について、戸籍原簿から初婚夫婦だけを抽出出して、その出産力を調査したものである。東京市の家族調査は、都市

生活者の出産力を取扱つてゐるのにたいして、彼の研究は、農村生活者の出産力を取扱つてゐる。

この調査にも、見逃すことのできない欠陥がある。まず第一に、夫婦の結婚年齢は、法律上のものであつて、事実上のものではない。わが国においては、法律上の結婚年齢と事実上の結婚年齢とは必ずしも一致しない。多くの場合、事実上の結婚がなされてのち、数カ月または数年も経過してから結婚届出をする例が少なくないのであつて、この点については、拙著「日本人口の実証的研究」で論じた通りである。戸籍上の結婚年齢と事実上の結婚年齢とのあいだに、平均的に見て、相当の差異があるのであるから、彼の研究では、結婚持続期間の真相を明らかにしえないばかりではなく、結婚から第一子出生までの出生間隔の計算はほとんど不可能となるであろう。

第二に、戸籍原簿には、死産産に関する記載が全く欠けている。出産力に関する研究では、死産産の経験ある妻とその経験なき妻とを区別する必要がある。死産産によつて出産間隔が影響を受けることは容易に推想しうることであり、また死産産の経験あつて、子女のない妻を、死産産の経験なくして子女のない妻と同一に取扱つてよいかどうかも疑わしい。彼の研究は、労作であるが、上に述べた

ような調査上の欠陥あることは甚だ遺憾である。なお、このほかに、向井藤次平氏が、金沢市および石川県教員について、また古屋芳雄氏が、千葉県教員および女子大学卒業生について、出産力調査をこころみているが、いずれも、典型調査の範囲を出ないものであるばかりではなく、調査上、同様の欠陥をもっている。

人口問題研究所では、一九四〇年一月、都鄙別に、また社会階層別に、その出産力をより正確に測定する目的をもつて、「出産力調査」を実施した。選定した地域は、大都市、中都市、小都市および村落である。大都市としては東京市、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市を選び、中小都市としては青森市、盛岡市、秋田市、市川市、甲府市、沼津市、四日市市、宇都市、松江市、新居浜市、大牟田市、延岡市、金沢市、松山市、高知市を選んだのであつた。村落としては、出生率の高い農村、出生率の中間の農村、出生率の比較的に低い農村を、これまでの出生統計資料に基いて選定したのであつて、その数は八十箇村であつた。

大都市のうち、東京市においては、俸給生活者（選定した官庁の公務員、銀行の銀行員、小学校の教員）、中小工業業主（東京市に依頼して選定した一地区の中小工業業主）、交通現業員（東京市に依頼して選定した一車庫の市電従業員）、カード階級について調査した。その他の都市においては、それぞれの市役所に依頼して、一定地区を選び、中小工業業主、賃銀労働者について調査した。村落においては、農村在住者を調査対象としたのであるから、農耕者のほかに、各種の職業に従事する者を調査した。

本調査の客体は、選定せられた調査地域に現在し、選定せられた職業に夫が在職する有配偶者であつて、調査票の配付と蒐集は、関係官公署、地方公共団体、会社などに委嘱した。調査票は全部で、一三六、六二七票を配付したが、蒐集した記入済調査票は八〇、六三八票である。しかし、これに基づいて、その回収率を算定してはな

らない。というのは、調査員に交付した調査票は見込数であつて、被調査者へ配付した調査票数は、見込数と必ずしも一致していないからである。

記入済調査票八〇、六三八票のうち、記入に誤りがあつて、集計に使用しえない調査票は九、〇三二票あつたから、結局、有効調査票は七一、六〇六票である。したがつて、記入済調査票にたいする有効調査票の割合は八九％である。また有効調査票のうち、妻の年齢が妊娠期間を経過している夫婦の調査票は一八、三二〇である。さらにこれを夫の職業別に分けると、都市における俸給生活は九五九、都市における賃銀労働者は一、六〇三、都市における中小工業業主は一、一八三である。また農村における俸給生活者は五五九、農村における賃銀労働者は八一〇、農村における中小工業業主は一、三〇五、農業者は一〇、五四〇、漁業者は五一五である。なお、カード階級は三五三、富裕階級（これは高所得階級であつて、各種の職業人が混在している）は四九三である。

本調査の調査事項は、つぎのとおりである。

#### (一) 夫妻の調査事項

- (イ) 住所 (ロ) 夫の氏名 (ハ) 妻の氏名 (ニ) 夫の出生年月日
- (ホ) 妻の出生年月日 (ヘ) 夫の初婚再婚の別 (ト) 妻の初婚再婚の別 (チ) 事実上の結婚年月日 (リ) 出産児の数 (出生児の数と死産児の数) (ヌ) 夫の職業 (ル) 妻の職業 (ヲ) 夫の教育程度 (ワ) 妻の教育程度 (カ) 俸給生活者および賃銀労働者の平均月収額 (ヨ) 農業者の地主、自作、自小作および小作の別 (タ) 耕作反別 (レ) 中小工業業主の国税営業収益税額

#### (二) 出生児の調査事項

- (イ) 出産の順位 (ロ) 出産児の男女別 (ハ) 出産年月日 (ニ) 死亡または死産の場合にはその年月
- 調査事項は、このように甚だ複雑であり、しかも過去の事実にはさ

かのほつて申告しなければならぬのであるから、調査事項の記入が完全でないものが少くなかつた。記入済調査票を審査して、特に気付いた点をあげると、第一に、法律上の結婚年月日と事実上の結婚年月日と相異なる場合には、法律上の結婚年月日ではなく、事実上の結婚年月日を記入するように指示してあつたにかかわらず、法律上の結婚年月日を記入した者が相当にあつた。というのは、事実上の結婚年月日が正確に記入してあるとすれば、第一子出生までの間隔は、少くとも七箇月（早産の機会を見込み）でなければならぬにかかわらず、それよりも短かい間隔で第一子の出生した計算になる事例を相当に多く発見したからである。第二に、結婚年月日の記入してない場合も稀ではなかつた。第三に、出生児或いは死産児の出生年月日或いは死産年月の記入が欠けている場合もあつた。第四に、中間順位の出生児、たとえば第二子と第四子との中間にあるべきはずの第三子の出生年月日を記入してない場合もあつた。第五に、死亡児の死亡年月日を記入してないと疑われる場合も少くない。というのは、出生児数にたいする死亡児数の割合は、生命表に見られる年齢別死亡率よりも遙かに低い結果を示しているからである。第六に、死亡児の死亡年月日の記入が過少であつたところから推測して、死産児の記入も過少ではあるまいかを疑われないわけにはいかないようである。

したがつて、記入済調査票は、つぎの標準にしたがつて、処理した。

- (一) 妻の生年または生年月不詳の調査票は無効票とする。
- (二) 結婚年または結婚年月不詳の調査票は、無効票とする。
- (三) 第一子の出生年または出生年月不詳の調査票は無効票とする。
- (四) 結婚年月と第一子出生年月との間隔が七箇月未満の調査票は無効票とする。

(五) 再婚者が先妻または先夫とのあいだに生れた子女を記載している疑いある調査票では、この子女を除外した。

(六) 複生児の記載ある調査票では、子女数を計算する場合、これを複数のまま数え、出生速度を計算する場合には、これを単数として数えた。

このような標準で記入済調査票八〇、六三八を審査した結果、九、〇三二票を無効票として、除外した。残りの記入済調査票七一、六〇六は、完全調査票であるかという点、必ずしもそうではない。たとえば夫婦の結婚年齢組合せを見ようとする場合には、妻の出生年月だけではなく、夫の出生年月も明らかなる調査票を必要とするであろう。また出生児の出生順位別出生間隔を見ようとする場合には、すべての出生児について出生年月の明らかな調査票を必要とするであろう。さらにまた夫婦の初婚再婚別に出生児数を見ようとする場合には、夫婦の初婚再婚別の明らかな調査票を必要とするであろう。現に、出生順位別出生速度を観察する場合には、出生児の出生年月不明の調査票は、これを除外したのである。したがつて、七一、六〇六の記入済調査票は、あらゆる場合に有効であるというのではなく、分析の目的に応じて、適宜、調査票を利用することになる。

ともあれ、「出産力調査」の結果は、一九四〇年一〇月に、機関誌「人口問題研究」の特輯号において、これを発表した。これは、この種の統計資料の乏しいわが国において、価値ある一文を加えたものであると、ひそかに考えている次第であるが、しかし、「出産力調査」の結果を概説したものであつて、細部にわたる精細な分析は、別の機会にゆする旨を附記しておいたのであつた。ところが、日華事変の激化につぐ、太平洋戦争の勃発のため、当面の仕事に忙殺され、また太平洋戦争の末期以来、調査研究をつづけることさえ困難になつた。そのために、「出産力調査」票の再集計も頓坐した。

のであるが、いま、ようやく農耕者の出産力調査票を再集計して、その結果を分析する機会をえたから、ここで、それを発表しようとおもう。

## 二、農耕者の出産力調査票の再集計

夫の職業が農業であり、そして妻の年齢が妊娠期間を経過している夫婦（調査当時、妻の年齢が四十四歳以上の者）は、「出産力調査結果の概説」（人口問題研究第一巻等七号）によれば一〇、五四〇である。しかし、再集計のさいには、このなかから、若干のものを除外した。まず第一に、地主は、農村に在住していても、農耕者を見ることはできないという理由で、これを除外した。第二に、兼業農家も、純粹の農耕者でないという理由で、これを除外した。第三に、初婚再婚の区別が不明のものも除外した。再集計の結果を分析するにあつて、初婚者と再婚者との区別に重点をおいたからである。このようにして除外した調査票は一、三九八であつて、結局、本研究に使用した調査票は九、一四二である。

九、一四二の調査票のうち、夫婦の双方が初婚の者は六、八三〇、夫婦の一方または双方が再婚の者は二、三一二である。双方初婚の夫婦六、八三〇のうち、有子の夫婦は六、三一四であり、無子の夫婦は五一六である。一方または双方が再婚の夫婦二、三一二のうち、有子の夫婦は一、七〇二であり、無子の夫婦は六一一である。さらに有子の夫婦一、七〇二のうち、夫初婚・妻再婚の夫婦は四三七、夫再婚・妻初婚の夫婦は五九五、双方再婚の夫婦は六六九である。また無子の夫婦六一一のうち、夫初婚・妻再婚の夫婦は八六、夫再婚・妻初婚の夫婦は一一三、双方再婚の夫婦は四一二である。

これらの調査票は、夫婦の初婚・再婚の別のほかに、夫婦の出生

年月日、夫婦の結婚年月日、子女の有無、出生児と死産児の別、出生児数（出生児数と死産児数）を記載してあつて、一応、研究に役立つものである。しかし、出生順位別出生間隔を研究するには、それぞれの出生児について、出生年月日が正確に記載されていることを必要とする。ところが、これらの調査票のなかには、出生児の出生年月を記載していなかつたり、單に何歳と記載してあるものも少くなかつた。双方初婚の夫婦については、出生順位別出生間隔を計算したいとおもつたから、双方初婚の有子の夫婦六、三一四を、出生児の出生年月日の記載が明確であるものと、そうでないものとに分けると、前者は、五、一八三、後者は一、一三一である。しかし、出生順位別出生間隔を観察するにあつて、この五、一八三の調査票は、全部、役立つかといへば、決してそうではない。出生順位別出生間隔を計算するには、死産の経験ある者を除外することが一そう合理的であろう。というのは、死産によつて、死産児につぐ、出生児の出生時期はこゝろ乱されるにちがいないからである。そこで、五、一八三の調査票を死産の経験あるものと、そうでないものとに分けると、前者は四八三、後者は四、七〇〇である。したがつて、双方初婚の夫婦について、出生順位別出生間隔を計算するには、この四、七〇〇の調査票のみが役立つものなのである。

## 三、調査の結果

### イ、有子の妻と無子の妻との割合

妊娠可能期間にもつ子女数は、夫婦によつて、まちまちであり、出生児数別に見た夫婦の分布や平均出生児数については、後段において観察することとして、ここでは、有子の妻と無子の妻との割合を問題にしよう。

無子の妻は、不妊の妻とは同一の概念ではない。夫婦生活の全経過中において、病理上の理由によつて、全く妊娠しない妻は、医学上、不妊の妻と呼べるべきであるが、出生児をもたなくとも、死産の経験ある妻は、不妊の妻ではない。また出生児をもたないばかりではなく、死産の経験もない妻でも、これを医学上の意味における不妊の妻と見るべきかどうか疑問の場合もあるであろう。というのは、生理的に受胎能力があつても、受胎防止の手段を取りつづけるような場合、または妊娠経過後に結婚したような場合には、出生児をもたないにきまつているからである。ここでは、医学上における不妊の概念とは無関係に、出生児数の多少にかかわらず、出生児をもつ妻を有子の妻、一兒ももたない妻を無子の妻に分けて観察する。

すでに述べたように、調査票総数は九、一四二であつて、このうち、有子の妻は八、〇一五、無子の妻は一、一二七である。したがつて、有子の妻は、八七・六七％、無子の妻は一二・三三％である。すなわち妊娠可能期間中、一兒ももたない妻は、全ての妻のうちで、約一割二分を占めていることになる。

プリンチング (Prinzling) の報告によれば、結婚持続期間二十五年以上の妻において、無子の妻の割合は、ベルリン (一八八五年調) では一一・二％、コペンハーゲン (一八八〇年調) では一一・五％、ノールウェー (一八九四年調) では六・八％である。(Prinzling, Handbuch der Medizinischen Statistik, 1906, 9.32) またブルグデルンブー (Burgdörfer) の報告によれば、一九〇六年におけるフランスの家族調査では、無子の妻は二二・四五％である。(Burgdörfer, Das Bevölkerungsproblem, 1917, S.199.)

無子の妻の割合が一割を越えていることは、常識的に見て、少し高率にすぎやしないかという感じがするが、統計的に実証しうる事実である。しかし、これは、初婚の夫婦と再婚の夫婦とを一括して

取扱いから、このような結果になるのであつて、もし双方初婚の夫婦と一方または双方が再婚の夫婦とを区別して観察するならば、全く異なる結果がえられるであろう。そこで、私は、双方初婚の夫婦と、一方または双方再婚の夫婦とを区別して、無子の妻の割合を計算して見た。その結果は、上の第一表

第1表 夫婦の身分別にみた有子の妻と無子の妻の分布

	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
総 数	9,142	8,015	1,127	100.00	87.67	12.33
双方初婚の夫婦	6,830	6,314	516	100.00	92.45	7.55
一方再婚の夫婦	2,312	1,701	611	100.00	73.57	26.43

のようである。

上の第一表で見ると、無子の妻の割合は、双方初婚の妻においては僅か七・五五％であつて、きわめて低率である。これに反して、双方または一方が再婚の夫婦においては二六・四三％にも達していて、双方初婚の夫婦の場合にくらべると、四倍近くも高率になつている。

無子の妻の割合は、このように夫婦の身分を異にすることによつて、大きな差等が見られるのであつて、双方または一方再婚の夫婦を、さらに、双方再婚の夫婦、夫初婚・妻再婚の夫婦および夫再婚・妻初婚の夫婦に再別すれば、無子の妻の割合は、それぞれ異なるべきことを、容易に推想しうるのである。いま、その結果を示すと、つぎの第二表のごとくである。

この第二表で見ると、無子の妻の割合は双方再婚の夫婦において最も高く、実に三八・一一％に達している。すなわち双方再婚の夫婦は、その約四割までが無子である。夫または妻の一方が再婚の夫婦にお

第2表 双方又は一方再婚の夫婦の内訳による有子の妻と無子の妻の分布

	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
双方初婚の夫婦	2,312	1,701	611	100.00	73.57	26.43
一方再婚の夫婦	1,081	669	412	100.00	61.89	38.11
双方再婚の夫婦	523	437	86	100.00	83.56	16.44
一方再婚の夫婦	708	595	113	100.00	84.05	15.96

ける無子の妻の割合は、これにくらべると、遙かに低く、それぞれ一六・四四%、一五・九六%であるが、双方初婚の夫婦の場合にくらべると、一倍以上の高率である。

無子の妻の割合は、双方初婚の夫婦にくらべると、双方または一方再婚の夫婦において著しく高くなつてゐるが、これをもつて、再婚の妻は、初婚の妻にくらべて、妊孕力そのものが弱いと速断することはできないであろう。まず第一に考えられることは、再婚の夫婦、特に双方再婚の夫婦にあつては、出生意欲は乏しいのではあるまいか。また再婚の夫婦は、平均的に見て、結婚年齢が高く、結婚持続期間が比較的短かい関係上、無子の妻の割合が大きいのではあるまいか。それゆゑに、双方初婚の夫婦においても、また双方

または一方再婚の夫婦においても、結婚年齢の大小は、無子の妻の割合に大きな影響力をもつてゐるのではあるまいかと考えられる。

そこで、妻の結婚年齢階級別に有子の妻と無子の妻の分布を観察しよう。まず第一に、初婚再婚の区別なく、全夫婦について、妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布を示すと、つぎの第三表のようである。

第3表 妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布（総数）

妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
15歳未満	168	162	6	100.00	96.43	3.57
15—19歳	3,040	2,894	146	100.00	95.20	4.80
20—24歳	3,744	3,443	301	100.00	91.96	8.04
25—29歳	1,308	1,083	225	100.00	82.80	17.20
30—34歳	428	290	138	100.00	67.76	32.24
35—39歳	220	116	104	100.00	52.73	47.27
40歳以上	234	27	207	100.00	11.54	88.46
合 計	9,142	8,015	1,127	100.00	87.67	12.33

上の第三表で見ると、無子の妻の割合は、妻の結婚年齢が低いほど小さく、妻の結婚年齢が高くなるにつれて大きくなつてゐる。すなわち無子の妻の割合は、妻の結婚年齢十五歳未満では三・五七%であるが、妻の結婚年齢の高くなるにつれて次第に大きくなり、妻の結婚年齢二五—二九歳では一七・二〇%、三〇—三四歳では三二・二四%、四〇歳以上では実に八八・四六%に達してゐる。したがつて、無子の妻の割合と、妻の結婚年齢とのあいだには密接な関係あることがわかる。

無子の妻の割合と、妻の結婚年齢との関係は、身分別に見た夫婦についても同様の傾向を示してゐるが、しかし、その程度は著しく異なつてゐるのであつて、いま双方初婚の夫婦と双方または一方再婚の夫婦に分けて、妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布を示すと、次頁の第四表のようである。

この第四表で見ると、無子の妻の割合は、双方初婚の夫婦の場合

第4表 妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布

A (双方初婚の夫婦)

妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
15歳未満	149	144	5	100.00	96.64	3.36
15—19歳	2,665	2,556	109	100.00	95.91	4.09
20—24歳	2,978	2,775	203	100.00	93.18	6.82
25—29歳	800	672	128	100.00	84.00	16.00
30—34歳	172	120	52	100.00	69.77	30.23
35—39歳	49	35	14	100.00	71.43	28.57
40歳以上	17	12	5	100.00	70.59	29.41
合 計	6,830	6,314	516	100.00	92.45	7.55

B (双方又は一方再婚の夫婦)

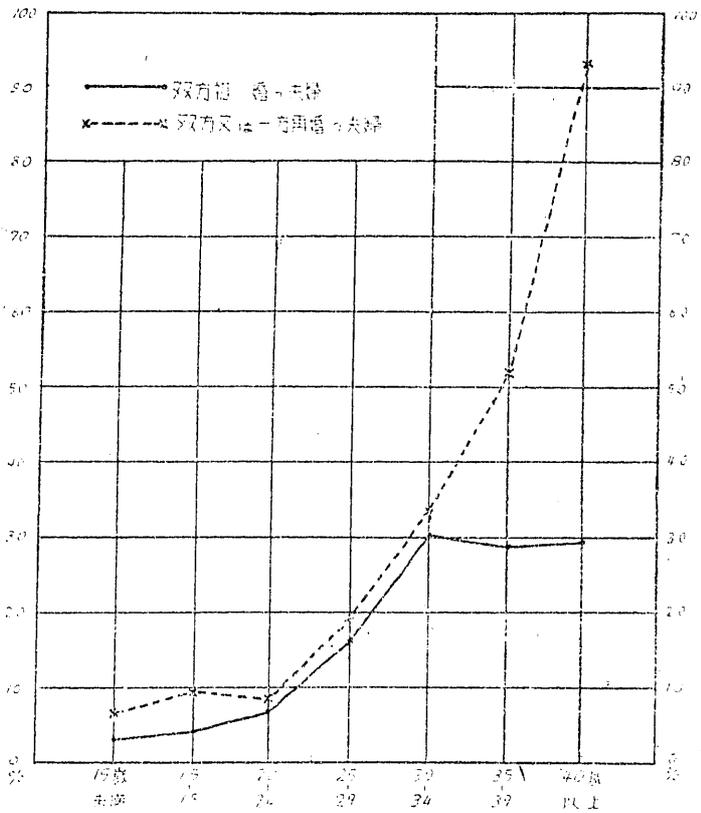
妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
15歳未満	19	18	1	100.00	94.74	5.26
15—19歳	379	342	37	100.00	90.24	9.76
20—24歳	762	664	98	100.00	91.29	8.71
25—29歳	508	411	97	100.00	80.91	19.09
30—34歳	256	170	86	100.00	66.41	33.59
35—39歳	179	81	90	100.00	47.36	52.64
40歳以上	217	15	202	100.00	6.92	93.08
合 計	2,312	1,701	611	100.00	73.57	26.43

も、双方または一方再婚の夫婦の場合も、妻の結婚年齢の高まるにつれて、次第に大きくなっているが、しかし、妻の結婚年齢が同一である場合について、双方初婚の夫婦における無子の妻の割合と、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合とをくらべて見ると、一つの例外もなく、前者は後者よりも低く、殊に高い結婚年齢の夫婦において、その差は著しく大きくなっている。たとえは、妻の結婚年齢十五歳未満では、双方初婚の夫婦における無子の妻の

割合は三・三六%であり、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合は五・二六%である。また妻の結婚年齢一五—一九歳では、双方初婚の夫婦における無子の妻の割合は四・〇九%であり、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合は九・七一%である。その他の妻の結婚年齢においても、双方初婚の夫婦における無子の妻の割合は、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合にくらべて、常に小さい。特に妻の結婚年齢四〇歳以上にあつては、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合は実に九三・〇八%にも達しているが、双方初婚の夫婦における無子の割合は二九・四一%に止まつている。これで見ると、無子の妻の割合は、妻の結婚年齢によつて影響を受けるばかりではなく、出産意欲によつても影響されるものであろうと考えられる。

いま、双方初婚の夫婦と、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合を、妻の結婚年齢別に対比した結果を簡明に看取しうるよう、図示すれば、次頁の第一図表のようである。

妻の結婚年齢階級別に見た無子の妻の割合



ロ、一夫婦当り出生児数

夫婦の総数は、すでに述べたように、九、一四二であつて、その出生児総数は四六、五四一であるから、一夫婦当り出生児数は五・〇九である。それゆゑに、農耕者は、平均的に見て五人強の子をもつてゐることになる。しかし、一、二、七は無子の夫婦であるから、有子の夫婦について、一夫婦当り出生児数を計算すると、五・九八すなわち約六人の子をもつてゐることになる。

つぎに、一夫婦当り出生児数を夫婦の身分別に示すと、つぎの第五表のようである。

この第五表で見ると、一夫婦当り出生児数は、双方初婚の夫婦に

第5表 夫婦の身分別に見た一夫婦当り出生児数

	妻の数	出生児数	一夫婦当り出生児数
総数	9,142	46,541	5.09
双方初婚の夫婦	6,830	37,728	5.52
双方又は一方再婚の夫婦	2,312	8,813	3.81
双方再婚の夫婦	1,081	3,125	2.89
夫初婚・妻再婚の夫婦	523	2,241	4.27
夫再婚・妻初婚の夫婦	708	3,447	4.87

当り出生児数は、双方初婚の夫婦において最も多く、再婚夫婦の場合には、夫再婚・妻初婚の夫婦において相当に多いことがわかる。

つぎに、一夫婦当り出生児数を妻の結婚年齢階級別に示すと、次の第六表のようである。

この第六表で見ると、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五—一九歳の六・〇三が最も多く、妻の結婚年齢が高まるにつれて、次第に少くなつてゐる。しかし、妻の結婚年齢二三歳までは、平均的に五子以上の出生児をもつてゐる。妻の結婚年齢二四—二六歳では、四子以上を、また妻の結婚年齢二七—二九歳では三子以上をもつてゐるが、妻の結婚年齢が三〇歳を越えると、夫婦当り出生児数は著しく少なくなつてゐる。これによつて見ると、一夫婦当り出生

において五・五二であるにたいして、双方または一方再婚の夫婦においては三・八一にすぎない。さらに双方または一方再婚の夫婦を、双方再婚の夫婦、夫初婚・妻再婚の夫婦、夫再婚・妻初婚の夫婦に分けて、一夫婦当り出生児を見ると、双方再婚の夫婦における二・八九が最も少く、夫初婚・妻再婚の夫婦における四・二七がこれにつき、夫再婚・妻初婚の夫婦における四・八七が最も高い。これによつて見ると、一夫婦

第6表 妻の結婚年齢階級別に見た一夫婦当り出生児数

妻の結婚年齢	総 数		
	妻の数	出生児数	平均出生児数
15歳未満	168	988	5.88
15--19歳	3,014	18,349	6.03
20	958	5,735	5.99
21	880	4,954	5.63
22	726	3,868	5.33
23	654	3,338	5.10
24	522	2,532	4.85
25	418	1,766	4.22
26	323	1,366	4.23
27	243	959	3.95
28	169	663	3.92
29	155	523	3.37
30--34歳	428	1,101	2.57
35--39歳	220	329	1.50
40歳以上	234	70	0.30
合 計	9,142	46,541	5.09

児数は、妻の結婚年齢ときわめて密接な関係あることがわかる。しかし、妻の結婚年齢が一五歳未満の場合には、妻の結婚年齢一五歳の場合にくらべて、一夫婦当り出生児数は、却つて少くなつてゐる。早婚にすぎると、妊孕可能期間は長くとも、実際の出産力は、それに相応するほど大きくはならないのであろう。

つぎに、結婚年齢階級別に見た一夫婦当り出生児数を夫婦の身分別に示すと、つぎの第七表のようである。

この第七表で見ると、一夫婦当り出生児数は、双方初婚の夫婦においても、双方または一方再婚の夫婦においても、妻の結婚年齢が低いほど多くなつてゐる。双方初婚の夫婦においては、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳未満の場合には、妻の結婚年齢一五―一九歳の場合より少くなつてゐるが、双方または一方再婚の夫婦においては、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳未満の場合に最も多く、妻の結婚年齢が高まるにつれて、次第に少くなつてゐる。

つぎに、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数と双方また

第7表 夫婦の身分別に見た妻の結婚年齢階級別一夫婦当り出生児数

妻の結婚年齢	双方初婚の夫婦			双方又は一方再婚の夫婦		
	妻の数	出生児数	平均出生児数	妻の数	出生児数	平均出生児数
15歳未満	149	876	5.88	19	112	5.89
15--19歳	2,665	16,216	6.08	379	2,133	5.63
20	804	4,870	6.06	154	865	5.62
21	718	4,057	5.65	162	897	5.54
22	578	3,145	5.44	148	723	4.89
23	486	2,557	5.26	168	781	4.65
24	392	1,987	5.07	130	545	4.19
25	288	1,225	4.25	130	541	4.16
26	215	904	4.20	108	462	4.28
27	143	578	4.04	100	381	3.81
28	90	398	4.42	79	265	3.35
29	64	254	3.97	91	269	2.96
30--34歳	172	495	2.88	256	606	2.37
35--39歳	49	127	2.59	171	202	1.18
40歳以上	17	39	2.29	217	31	0.14
合 計	6,830	37,728	5.52	2,312	8,813	3.81

は一方再婚の夫婦における一夫婦当り出生児数を、妻の結婚年齢が同一である場合を比較すれば、若干の例外はあるが、全般的に見て、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は、双方または一方再婚の夫婦における一夫婦当り出生児数よりも多い。たとえば、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五―一九歳の場合には、双方初婚の夫婦において六・〇八であるが、双方または一方再婚の夫婦においては五・六三である。また妻の結婚年齢二〇歳の場合に

は、双方初婚の夫婦において六・〇六であるが、双方または一方再婚の夫婦においては五・六二である。

妻の結婚年齢が相当に高くなると、双方または再婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は双方初婚の夫婦におけるそれにくらべて、著しく少くなつてゐる。たとへば、妻の結婚年齢三五―三九歳の場合、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は二・五九であるが、双方または一方再婚の夫婦におけるそれは、僅か一・一八にすぎない。また妻の結婚年齢四〇歳の場合にも、前者は二・二九であるが、後者は〇・一四にすぎない。したがつて、妻の結婚年齢が高くなると、一夫婦当り出生児数は著しく減少するが、双方または一方再婚の夫婦において、その傾向は一そう顯著である。

### ハ、双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布

双方初婚の夫婦は、身分別夫婦としては、きわめて常態的のものであり、また全夫婦数にたいする割合も大きい。すなわち全夫婦数九、一四二のうちで、双方初婚の夫婦は六、八三〇であつて、七

第8表 双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布

子供数	妻の数	百分比
0	516	7.55
1	318	4.67
2	182	2.66
3	588	8.61
4	740	10.83
5	828	12.12
6	938	13.73
7	978	14.32
8	714	10.45
9	609	8.92
10	182	2.66
11	145	2.12
12	69	1.01
13	15	0.22
14	8	0.12
合計	6,830	100.00

四・七%に達している。そこで、以下、双方初婚の夫婦の出産力について、若干の観察をしよう。

まず、双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布を示すと、上の第八表のようである。

この第八表で見ると、双方初婚の夫婦は、全く子女をもたない者から、最高十四子をもつ者のあいだに分布している。無子の妻の割合が七・五五%であることは、すでに述べたが、一子または二子をもつ妻の割合は、これよりも一そう少く、それぞれ四・六七%、二・六六%にすぎない。農耕者では、四子ないし八子をもつ妻の割合は相当に大きく、全夫婦の六〇%以上に達している。そしてモードは七子をもつ妻の割合一四・三二%のところにある。

農耕者の妻は比較的に多産であるといわれているが、しかし、十子以上をもつ妻の割合は、さすがに少く、十子をもつ妻の割合は二・六六%であつて、二子をもつ妻の割合と同一である。十二子をもつ妻の割合は、さらに半減して一・〇一%にすぎない。十三子または十四子をもつ妻に至つてはきわめて稀であるといつてよい。

つぎに、双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布を妻の結婚年齢別に示すと、次頁の第九表のようである。

この第九表で見ると、出生児数別妻の分布状況は、妻の結婚年齢によつて著しく異なつてゐる。妻の結婚年齢一五―一九歳の場合には、五子をもつ妻の一・二・七五%が最も高く、四子をもつ妻の一・二・〇八%がこれについて高い。妻の結婚年齢一五―一九歳の場合には、七子をもつ妻の一・三・五五%が最も高く、六子をもつ妻の一・三・二一%がこれについて高い。妻の結婚年齢二〇―二四歳の場合には、七子をもつ妻の一・六・九九%が最も高く、六子をもつ妻の一・四・四一%がこれについて高い。妻の結婚年齢二五―二九歳の場合には、六子をもつ妻の一・六・三八%が最も高く、これについて五子をもつ妻の一・四・六三%が高い。しかるに、妻の結婚年齢三〇―三

第 9 表 妻の結婚年齢別に見た双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布

(a) 実 数

妻の結婚年齢	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	合計
15歳未満	5	8	5	17	18	19	16	14	12	16	8	7	3	1	0	149
15—19歳	109	96	55	230	288	300	352	361	320	309	87	91	47	13	7	2,665
20—24歳	203	125	83	227	306	368	429	506	324	268	79	41	17	1	1	2,978
25—29歳	128	57	23	79	107	117	131	84	50	14	5	4	1	0	0	800
30—34歳	52	19	9	27	18	18	7	9	6	2	3	1	1	0	0	172
35—39歳	14	9	6	7	2	2	2	4	2	0	0	1	0	0	0	49
40歳以上	5	4	1	1	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17
合計	516	318	182	588	740	828	938	978	714	609	182	145	69	15	8	6,830

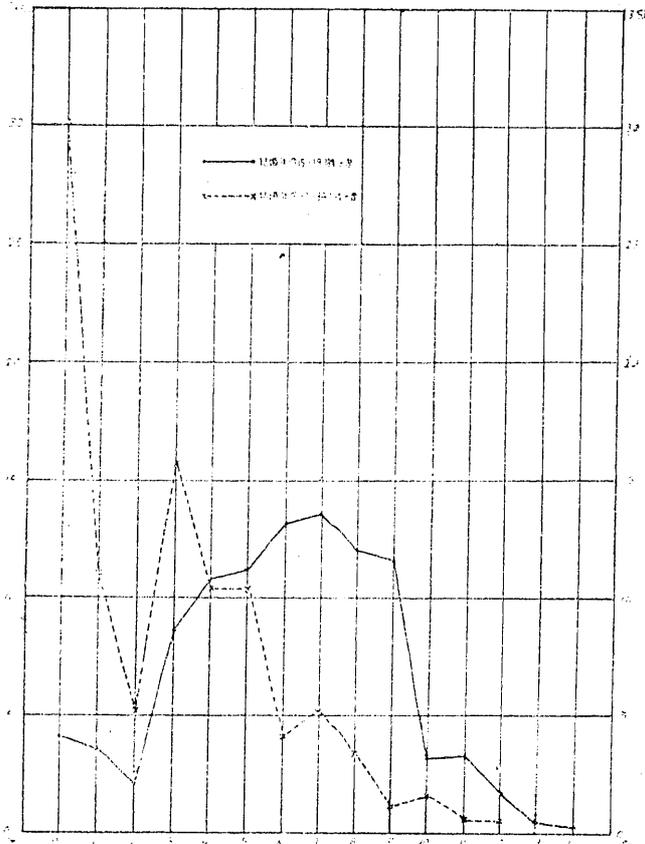
(b) 比 率

妻の結婚年齢	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	合計
15歳未満	3.36	5.37	3.36	11.41	12.08	12.75	10.74	9.40	8.05	10.74	5.37	4.70	2.00	0.67	0.00	100.00
15—19歳	4.09	3.60	2.06	8.63	10.81	11.26	13.21	13.55	12.01	11.59	3.26	3.41	1.76	0.50	0.26	100.00
20—24歳	6.82	4.20	2.79	7.62	10.28	12.36	14.41	16.99	10.88	9.00	2.65	1.38	0.56	0.03	0.03	100.00
25—29歳	16.00	7.13	2.88	9.88	13.37	14.63	16.38	10.50	6.24	1.75	0.62	0.50	0.12	0.00	0.00	100.00
30—34歳	30.23	11.05	5.23	15.70	10.47	10.47	4.07	5.23	3.49	1.16	1.74	0.58	0.58	0.00	0.00	100.00
35—39歳	28.57	18.37	12.24	14.29	4.08	4.08	4.08	8.16	4.08	0.00	0.00	2.04	0.00	0.00	0.00	100.00
40歳以上	29.41	23.53	5.88	5.88	5.88	23.53	5.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00
合計	7.55	4.67	2.66	8.61	10.83	12.12	13.73	14.32	10.45	8.92	2.66	2.12	1.01	0.22	0.12	100.00

四歳、三五―三九歳および四〇歳以上では、無子の妻の割合が最も高く、それぞれ三〇・二三%、二八・五七%、二九・四一%に達している。そして比較的に出生児数の少いところにすなわち一子または二子をもつ妻が、これについて多くなっている。

妻の結婚年齢一五歳未満の場合には、出生児数の少い妻の割合は比較的少なく、三子ないし六子をもつ妻の割合は、いずれも一〇%以上に達している。そしてそれ以上の出生児をもつ妻の割合も、出生児数の増加するにつれて、急激に減少している。妻の結婚年齢一五―一九歳および二〇―二四歳の場合にも、出生児の少い妻の割合は比較的少なく、四子ないし九子をもつ妻の割合は、いずれ一〇%以上に達している。したがって、これらの年齢で結婚した妻は、相

出生児数別妻の分布



当に多くの出生児をもつてゐることになる。これに反して、二五歳以上で結婚した妻、特に三〇歳を越えて結婚した妻の場合には、無子の妻の割合や出生児数の少ない妻の割合が多くなり、三五歳以上で結婚した妻は、四子以上の出生児をもつことはきわめて稀である。

いま、一五―一九歳で結婚した妻と、三〇―三五歳で結婚した妻とでは、出生児数別妻の分布状態が、どのように異なつてゐるかを簡明に看取しうるために、図示すると、上の第二図のようである。

## ニ、双方初婚の有子夫婦における夫婦の結婚年齢組合せによる一夫婦当り出生児数

双方初婚の夫婦の総数は、すでに述べたように、六、八三〇である。このうちから、無子の夫婦五一六を除くと、有子の夫婦は六、三一四である。このうちから、夫の年齢や出生児の出生年月を正確に記入しない調査票(いわゆる不完票)一、一三一を除くと、完全票は五、一八三である。この完全票について、夫婦の結婚年齢組合せによる一夫婦当り出生児数を示すと、次頁の第十表のようである。(第五表、第六表および第七表では、無子の夫婦も含めて、一夫婦当り出生児数を計算したが、ここでは、無子の夫婦を除き、有子の夫婦について、一夫婦当り出生児数を計算した。)

この第十表について、まず夫の結婚年齢別による一夫婦当り出生児数を見ると、夫の結婚年齢が若くほど、一夫婦当り出生児数は多くなつてゐる。すなわち一夫婦当り出生児数は、夫の結婚二〇歳未満では六・二一、夫の結婚年齢二〇―二四歳では六・一四、夫の結婚年齢二五―二九歳では五・七六である。そして夫の結婚年齢が四〇歳以上に達すると、それは三・三一に減少している。したがって、

第 10 表 双方初婚の育子夫婦における夫婦の結婚年齢階級組合せによる夫婦数および出生児数 (完全票のみ)

妻の結婚年齢	夫の結婚年齢	20歳未満		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40歳以上		合計	合計
		夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数		
15	未 滿	52	310	54	327	7	39	2	8	0	0	0	0	115	684
15	— 19 歳	521	3,263	1,243	7,832	425	2,643	34	219	5	26	0	0	2,223	13,983
20	— 24 歳	115	706	1,030	6,264	875	5,151	182	969	19	96	3	14	2,224	13,200
25	— 29 歳	5	26	93	440	255	1,229	119	553	28	128	9	39	509	2,415
30	— 34 歳	0	0	4	16	28	103	29	112	12	41	6	16	79	288
35	— 39 歳	0	0	3	13	2	4	4	15	6	19	5	13	20	64
40	以 上	0	0	2	11	1	4	0	0	2	6	3	4	8	25
合 計		693	4,305	2,429	14,903	1,593	9,173	370	1,876	72	316	26	86	5,183	30,659

双方初婚の育子夫婦における夫婦の結婚年齢階級組合せによる一夫婦当り出生児数

妻の結婚年齢	夫の結婚年齢	20歳未満		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40歳以上		合計
		夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数			
15	未 滿	5.96	6.06	5.57	4.00	—	—	—	5.95	—	—	—	5.95	
15	— 19 歳	6.26	6.30	6.22	6.44	5.20	—	—	6.28	—	—	—	6.28	
20	— 24 歳	6.14	6.08	5.89	5.32	5.05	4.67	—	5.94	—	—	—	5.94	
25	— 29 歳	5.20	4.73	4.82	4.65	4.57	4.33	—	4.74	—	—	—	4.74	
30	— 34 歳	—	4.00	3.68	3.86	3.42	2.67	—	3.65	—	—	—	3.65	
35	— 39 歳	—	4.33	2.00	3.75	3.17	2.60	—	3.20	—	—	—	3.20	
40	以 上	—	5.50	4.00	—	3.00	1.33	—	3.13	—	—	—	3.13	
合 計		6.21	6.14	5.76	5.07	4.39	3.31	—	5.92	—	—	—	5.92	

結婚年齢の高まるにつれて、一夫婦当り出生児数の減少することは、妻の場合とほぼ同様であるが、ただ一異なる点は、妻の場合には、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳未満では、妻の結婚年齢一五—一九歳にくらべて、少なくなつてゐるに反して、夫の場合には、一夫婦当り出生児数は、夫の結婚年齢が若いほど、多くなつてゐることである。

つきに、夫婦の結婚年齢階級組合せによる一夫婦当り出生児数を見ると、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳—一九歳、夫の結婚年齢三〇—三四歳の組合せにおける六・四四が最高であり、妻の結婚年齢一五—一九歳、夫の結婚年齢二〇—二四歳の組合せにおける六・三〇が

第二位を占め、妻の結婚年齢一五—一九歳、夫の結婚年齢二〇歳未満の組合せにおける六・二六が第三位を占め、妻の結婚年齢一五—一九歳、夫の結婚年齢二五—二九歳の組合せにおける六・二二が第四位を占めている。これによつて見ると、一夫婦当り出生児数は、夫婦の結婚年齢が最も若い組合せにおいて必ずしも最高ではなく、夫の結婚年齢の大小にかかわりなく、結婚年齢一五—一九歳の妻と結婚している場合、常に高いのである。

しかし、一夫婦当り出生児数は、夫婦の結婚年齢が共に若い場合には、夫婦の結婚年齢が共に高い場合にくらべて、多くなつてゐる。たとへば、一夫婦当り出生児数は、夫の結婚年齢二〇歳未満、妻の結婚年齢一五—一九歳の組合せでは六・二六であるが、夫の結婚年齢二〇—二四歳、妻の結婚年齢二〇—二四歳の組合せでは六・〇八であり、夫の結婚年齢二五—二九歳、妻の結婚年齢二五—二九歳の組合せでは四・八二であり、夫の結婚年齢三〇—三四歳、妻の結婚年齢三〇—三四歳の組合せでは三・八六である。また夫の結婚年齢四〇歳以上、妻の結婚年齢四〇歳以上の組合せでは、僅か一・三三にすぎない。

#### ホ、出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔

私は、本誌第一巻第七号に掲載されている「出産力調査結果の概説」のなかで、出生順位別平均出生間隔についても解説したが、この場合、出生児数に考慮を払うことなく、観察したのである。そして出生児の順位が高まるにつれて、平均出生間隔は次第に短くなる傾向があるというような説明を加えておいた。ところが、水島教授は、「人口問題」第五巻第一号に掲載されている論文「出産の順位とその間隔との関係」において、この調査結果に疑義をさしはさみ、このような結果が見られるのは、少産の母と多産の母とを併せ

観察したからであつて、もし出生児数別に、出生順位別平均出生間隔を観察すれば、これとは異なる結果が見られるにちがいないと述べている。水島教授の質疑は、十分に理由のあることであつて、ここでは、水島教授の指摘されたような観点から、調査票を再集計して、同教授の質疑に答えると共に、若干の新らしい考察をこころみようとおもう。

双方初婚の有子の夫婦の完全票は、すでに述べたように六・三一四であるが、出生間隔を計算するには、死産の経験ある者四八三を除くことは一そう適切であろうと信ずる。なぜかといへば、死産は、正常な出生間隔をこう乱するものと考えられるからである。したがつて、ここでは、双方初婚の有子の夫婦の完全票のうち、死産の経験なき者四、七〇〇について観察することにする。

出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔を算術平均によつて計算すると、次頁の第十一表のようである。

出生児数別に見た出生順位別平均出生期間は、二つの観点から、これを観察することができる。その一つは、出生児数を異にするそれぞれの母について、同一順位にある出生児の平均出生間隔を、横に比較観察することである。すなわち、結婚から第一子出生に至る平均出生間隔を、一子をもつ母、二子をもつ母、三子をもつ母というように、十四子をもつ母に至るまで、横に比較するのである。また第一子出生より第二子出生に至る平均出生間隔を、二子をもつ母、三子をもつ母、四子をもつ母というように、十四子をもつ母に至るまで、横に比較するのである。

いま一つは、出生児数別に見たそれぞれの母について、出生順位別に、平均出生間隔を縦に比較するのである。すなわち、四人の子供をもつ母は、出生児の順位にしたがつて、どれだけの平均出生間隔をもつて出産しているかを、縦に比較するのである。また五人の子供をもつ母は、出生児の順位にしたがつて、どれだけの平均出生

第 11 表 双方初産の看子の妻における出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔 (死産の経験なきもの) (月)

結婚より第1子平均期間	1子を持つ母	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子	11子	12子	13子	14子
結婚より第1子平均期間	55.58	51.07	35.45	30.26	28.64	25.12	23.50	21.34	20.56	20.41	20.19	19.00	23.09	14.23
第1子より第2子	65.24	50.11	45.53	40.03	35.12	32.86	30.73	28.66	26.29	26.16	26.84	28.36	21.42	
第2子より第3子	58.08	47.06	40.41	37.15	37.15	33.19	31.16	29.64	29.44	25.49	25.48	20.27	24.21	
第3子より第4子	54.33	43.44	37.76	34.18	32.09	30.75	28.09	25.75	26.40	26.36	25.20			
第4子より第5子	50.77	39.22	34.65	32.44	29.42	27.07	25.83	25.72	26.91	22.44				
第5子より第6子	46.89	36.92	32.67	30.76	28.54	25.86	25.68	28.36	21.26					
第6子より第7子	34.84	35.09	30.62	28.24	26.36	24.12	24.36	22.81						
第7子より第8子	41.20	33.23	28.47	26.52	24.76	22.55	21.60							
第8子より第9子	40.46	34.63	25.58	23.66	24.45	19.43								
第9子より第10子	34.31	29.01	24.78	19.18	20.85									
第10子より第11子	34.60	28.68	20.00	25.83										
第11子より第12子	31.20	26.18	23.07											
第12子より第13子	31.90	25.20												
第13子より第14子	33.41													

間隔をもつて出産しているかを、縦に比較するのである。

まず第一に、出生児数を異にするそれぞれの母について、同一順位にある出生児の平均出生間隔を、横に比較観察しよう。常識的に考えて、多産の母は、少産の母にくらべて、いずれの出生順位においても、相対的に短かい平均出生間隔をもつて出産していることを推想しうる。というのは、妊娠可能期間がほぼ一定しているかぎり、多産の母ほど短かい時間的間隔で出産をつづけなければならぬいからである。当然に推想しうることから、ここで問題にするのは、統計的にこれを検証しようとするほかに、数量的にその度合を測定しようとするからである。

まず、第一一表について、結婚から第一子出生に至る平均出生間

隔を、出生児数を異にする母について、それぞれ比較すれば、その平均出生間隔は、一子のみをもつ母では、実に五五・五八カ月である。すなわち一子のみをもつ母は、第一子を産むのに、結婚後、実に四年以上の年月を経過しているのである。もちろん、これは平均値であつて、個々の母について見れば、きわめて短かい経過期間で、第一子を産むものもあるが、しかし、反対に、十数年を経過して、第一子を産むものもあるから、算術平均で計算すれば、平均出生間隔は五五・五八カ月という値を示すことになる。

つぎに、二子をもつ母について、結婚より第一子出生に至る平均出生間隔を見ると、五一・〇七カ月であつて、一子のみをもつ母の場合にくらべて、四・五一カ月だけ短かくなつてゐる。

さらに、三子をもつ母について、結婚より第一子出生に至る平均出生間隔を見ると、三五・四五カ月であつて、一子のみをもつ母の場合にくらべて二〇・一三カ月、一子をもつ母にくらべて、一五・六二カ月短くなつてゐる。

結婚より第一子出生に至る平均出生間隔は、出生児数の多い母ほど短かく、八子をもつ母では、この平均出生間隔は、二一・三四カ月、九子をもつ母では、この平均出生間隔は二〇・五六カ月であり、十三子をもつ母では、この平均出生間隔は、やや長く、二三・〇九カ月になつてゐるが、十四子をもつ母では、この平均出生間隔は、一四・二〇カ月にすぎない。一子をもつ母の平均出生間隔にくらべて、四分の一の期間である。

これによつて見れば、少産の母は、結婚より第一子を出産するまでに、相當に長い時間的間隔を必要とするが、多産の母ほど、結婚から第一子を出産までの時間の間隔は次第に短縮されている。

つぎに、第一子出生より第二子出生に至る平均出生間隔を、出生児数を異にする母にいて、それぞれ比較すれば、その平均出生間隔は、二子をもつ母では、六五・二四カ月、三子をもつ母では三〇・一一カ月、四子をもつ母では、四五・五三カ月、という風に次第に短かくなり、十子をもつ母では二六・二九カ月、十一子をもつ母では二六・一六カ月、十二子をもつ母では二六・八四カ月、十三子をもつ母では二八・三六カ月、十四子をもつ母では二一・四〇カ月である。したがつて、この平均出生間隔は、二子をもつ母の六五・二四カ月にくらべて、三子をもつ母では、一五・一三カ月、四子をもつ母では一九・七一カ月、五子をもつ母では二五・二二カ月、十子をもつ母では四四・九五カ月、十三子をもつ母では三三・八四カ月に短くなつてゐる。

また第二子出生より第三子出生に至る平均出生間隔、第三子出生より第四子出生に至る平均出生間隔……という風に、それぞれの

出生順位における平均出生間隔を、出生児数を異にする母について比較観察しても、すでに述べたところと、全く同様の傾向が見られる。

出生順位が同一の場合にも、母のものの子供数の多寡によつて、その平均出生間隔は、それぞれ異なつてゐるのである。出生児数の多寡を問わないで、同一の出生順位にあるすべての出生児について、その平均出生間隔を計算することは、それぞれ異なる平均出生間隔の平均値を求めることとなる。本誌の第一巻第七号に掲載された「出産力調査結果の概説」では、このような仕方では、出生順位別平均出生間隔を取扱つたものである。

第二の観察方法は、出生児数別に出生順位別平均出生間隔を縦に観察することであつて、これによつて、真実の意味における出生順位別平均出生速度を確定できるであらう。

まず二子をもつ母について、出生順位別に、平均出生間隔を観察すると、結婚より第一子出生に至る平均出生間隔は五一・〇七カ月であり、第一子出生より第二子出生に至る平均出生間隔は六五・二四カ月であつて、平均出生間隔は、一四・一七カ月だけ延びてゐる。

三子をもつ母について、出生順位別に、平均出生間隔を観察すると、三五・四五カ月、五〇・一一カ月、五八・〇八カ月という風に、出生順位の高まるにつれて、平均出生間隔は長くなつてゐる。

四子以上をもつ母について、それぞれの出生順位別平均出生間隔を、図表すれば、第三図表のようである。

この図表で見ると、四子をもつ母の平均出生間隔は、子女の出生順位が高まるにしたがつて、ほとんど直線的に長くなつてゐる。すなわち一子の平均出生間隔は三〇・二六カ月、第二子の平均出生間隔は四五・三三カ月、第三子の平均出生間隔は四七・〇六カ月、第四子の平均出生間隔は五四・三三カ月である。それ以上の子女をも



つ母においても平均出生間隔は、出生順位の高まるにつれて次第に長くなる傾向を示しているが、しかし、多産の母にあつては、その中間の出生児における平均出生間隔はほぼ等しいという事実を、まず第一に注目すべきである。

たとえば、十子をもつ母について見ると、第四子から第八子までの出生間隔はほぼ二八カ月である。十一子をもつ母について見ると、第三子から第九子までの出生間隔は二五・五―二六・五カ月である。十二子以上をもつ母についても、ほぼ同様の傾向が見られる。

第二に注目すべき点は、いかに多産の母でも、末子の出生間隔は相当に長くなつてゐることである。たとえば、九子をもつ母では、第八子の出生間隔は三三・二三カ月であるが、第九子の出生間隔は四〇・四六カ月である。十子をもつ母では第八子の出生間隔は二八・四七カ月であるが、第九子および第十子の出生間隔は、それぞれ三四・六三カ月、三四・三一カ月である。また十一子をもつ母では、第九子の出生間隔は二五・五八カ月であるが、第十子および第十一子の出生間隔は、それぞれ二九・〇一カ月、三四・六〇カ月である。十二子以上をもつ母においても、これと同様の傾向を見ることが出来る。

出生児数別に、同一出生順位における平均出生間隔を観察すれば、多産の母ほど、平均出生間隔は短くなつてゐるが、多産の母について、出生順位別に、平均出生間隔を観察すると、第一子の出生間隔は最も短かく、第二子以上の出生間隔は長くなつてゐる。しかし、出生順位の高まるに依じて、平均出生間隔は常に長くなつてゐるのではなく、中間の平均出生間隔はほぼ等しく、そして末児の平均出生間隔は相当に長い。それゆゑに、多産の母における出生順位別出生間隔はS字形の曲線であるといつてよい。